

平成30年12月7日

岐阜県立恵那高等学校
保護者様

岐阜県立恵那高等学校
校長 瀬瀬 康雄

学校感染症（インフルエンザ等）に罹った場合の対応について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と感染症のまん延防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を学級担任に提出してください。

- ① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。休日の場合は休日明けの朝で結構です。
(恵那高等学校 電話：0573-26-1311)
- ② 自宅療養後、登校時には「学校感染症の報告書」を提出してください。
 - ※ 書類はHPからダウンロード、もしくは学校で職員に請求し、登校時に学級担任にご提出ください。登校時の提出が困難な場合は、後日でも結構です。
 - ※ 医療機関において無料で発行していただける証明書があれば、それでも結構です。

「学校感染症の報告書」の様式について

従来、医師による証明を提出していただいていたことが、保護者の報告書に変わりました。登校時にはお子さまの体調をご確認いただき、確認事項の該当する箇所すべてに✓をして、ご提出ください。
※ 尚、インフルエンザ以外では、疾患の種類に応じて「意見書（医師が記入する）」の提出をお願いすることもあります。

出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準 について

裏面の「学校感染症の報告書」（様式）をご参照ください。
※ 「その他の伝染病」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ等の感染症で、医師により他の生徒への感染が心配されるため登校を控えるよう指導された場合には、出席停止となります。